

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
①	株木建設(株)	水戸市吉沢町 3 1 1 - 1	00-000003
②	鈴縫工業(株)	日立市城南町 1 - 1 1 - 3 1	00-000006

注) 建設業許可番号「00-」は国土交通大臣許可の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

①～⑥ 令和 2 年 3 月 23 日～令和 2 年 4 月 5 日（2 週間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

株木・鈴縫特定建設工事共同企業体は、茨城港湾事務所大洗港区事業所の水門付帯構造物工事において、令和元年 1 2 月 4 日、施工上の不備と安全に対する不十分な認識が重なったことで安全上の支障を生じさせ、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5. 指名停止理由

株木・鈴縫特定建設工事共同企業体が工事関係者に重傷者を生じる事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 1 第 8 号ウに該当するため同要領第 3 条第 2 項の規定により当該共同企業体の構成員（①，②）を各々指名停止とする。

〈指名停止措置要領別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア, イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	2 週間以上 1 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)